

令和6年度 滋賀地方最低賃金審議会  
 第3回滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会  
 議事録

開催日時	令和6年10月28日（月） 13時27分～15時27分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 出席3人（定数3人） 労働者代表委員 出席3人（定数3人） 使用者代表委員 出席3人（定数3人） 事務局 4人
出席者	公益代表委員 石井利江子 木下康代 佐野洋史 労働者代表委員 旭 光輝 相澤三千代 濱崎 浩 使用者代表委員 有森淳三 中村 淳 西田保夫 事務局 中井労働基準部長、足立賃金室長 平沢労働基準監督官、山下労働基準監督官
主要議題	・滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について（金額審議）
議事録	別紙のとおり

○事務局（足立室長）

ただ今から、「令和6年度 第3回 滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本専門部会の出席状況について、報告します。

公益側代表委員3名、労働者側代表委員3名、使用者側代表委員3名の合計9名のご出席をいただいています。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいていますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていただいたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

それでは、これからの進行を、佐野部会長にお願いします。

○佐野部会長

おはようございます。

最終の専門部会となりますので、労使合意でまとまりますよう皆様、ご協力、よろしく申し上げます。

それでは、議題の「滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

前回に引き続いて、労・使それぞれと個別協議を行います。

まず、労働者側から協議を行います。検討の時間はどのくらい必要でしょうか。

○労働者代表委員

このまま始めていただいても構いません。

○佐野部会長

では、労働者側との個別協議を始めたいと思います。

事務局は、控室について説明してください。

○事務局（足立室長）

4階のテレビ会議室と5階の労働基準部長室を用意しております。

使用者代表委員には労働基準部長室を使用させていただきますので、山下がご案内します。

○佐野部会長

では、ここから休会といたします。

使用者代表委員のみなさまは、控室にご移動をお願いします。

### 【専門部会休会】

[労使各側に分かれての個別協議]

### 【専門部会再開】

○佐野部会長

それでは、専門部会を再開します。

これまで、労使双方と個別協議を重ねてまいりました。その結果、令和6年度の「滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金」は、現行の時間額1,000円に46円

引上げ、時間額 1,046 円に改正することで労使双方の意見の一致をみました。

皆さま、異議はございませんか。

○労使各委員

異議なし。

○佐野部会長

全会一致と認めます。

これにより本専門部会は「全会一致」により結審することとなりますが、第4回本審で「全会一致」で結審した場合に限り、「最低賃金審議会令第6条第5項」を適用することを議決していますので、適用した場合の今後の手続等を事務局から説明してください。

○事務局（足立室長）

審議会令第6条第5項は、「専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とされておりますので、本専門部会がただいま「全会一致」となりましたので、本審であらためて決議することなく、本専門部会の決議が本審の決議となります。

つきましては、後ほど専門部会報告案ならびに答申案を作成し、確認いただきたいと思いますが、その前に本最低賃金の発効日について、審議をいただきたいと思っております。

審議会令第6条第5項を適用したことで、4つの特定最低賃金の答申日がバラバラになり、結審した部会の最低賃金から順番に発効日を設定することも可能ですが、官報公示手続等の事務や発効後の行政指導において、煩雑さが生じるため事務局としましては、4つの特定最低賃金の発効日は統一したいと考えております。

10月31日に本審を開催し、すべての特定最低賃金の答申をいただく予定となっておりますので、本審後に事務手続を行い、発効日は昨年同様に12月31日とした

いと考えておりますので、この場において、審議をお願いします。

○佐野部会長

事務局の説明では、4つの特定最低賃金の発効日をバラバラに設定することも可能ですが、最後に結審する部会を待って、4つまとめて手続を進めると12月31日が発効日になるということでしたが、皆様、これに関し、ご意見はありますか。事務局の提案どおり12月31日を発効日とするということで、よろしいでしょうか。

[意見なし]

では、事務局は、「専門部会報告（案）と答申（案）」の作成をお願いしますが、どれぐらいの時間が必要ですか。

○事務局（平沢監督官）

10分いただけますでしょうか。

○佐野部会長

では、15時20分まで、休会といたします。

○佐野部会長

専門部会を再開します。

では、「専門部会報告（案）と答申（案）」の朗読をお願いします。

○事務局（平沢監督官）

それでは、専門部会報告書(案)を朗読いたします。

なお、朗読に際しましては、最低賃金の件名は略称を用い、専門部会委員のお名前は省略させていただき、別紙につきましては、最低賃金額及び効力発生の日のみ

とさせていただきます。

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井建志 殿

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会

部会長 佐野 洋史

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月21日滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

最低賃金額 1時間 1,046円

効力発生の日 令和6年12月31日

引き続きまして、答申文案の朗読に移ります。

滋賃第22号滋賀労働局長 多和田 治彦殿

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井建志

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年8月21日付け 滋労発基0821第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

最低賃金額 1時間 1,046円

効力発生の日 令和6年12月31日

以上でございます。

○佐野部会長

ただ今の「専門部会報告（案）及び答申（案）」について、ご質問等はありませんか。

〔質問等なし〕

ないようでしたら、これをもって、令和6年度 滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会報告及び答申としますので、これから労働局長の代理である労働基準部長に答申したいと思えます。

〔部会長から労働基準部長へ答申文の手交〕

○佐野部会長

最後に、中井労働基準部長からご挨拶があります。

○中井労働基準部長

委員の皆様におかれましては、3回にわたる専門部会の開催に際し、熱心なご議論をいただき誠にありがとうございました。

おかげ様をもちまして、全会一致で時間額1,046円という結論をいただきました。この結論に至るまでには、労使委員におかれましては、地賃への埋没、経済状況、政治的状況等、あらゆる状況を踏まえまして、非常に難しい決断をされたことと思えます。そうした中でお互い歩み寄っていただき、全会一致をもって、結審していただきましたことについて、心から感謝申し上げます。

また、公益委員におかれましては、難しい状況の中、全会一致に向けて調整をしていただいたことに重ねてお礼を申し上げます。

今後は、令和6年12月31日の効力発生に向けまして、事務局としまして、官報公示等の手続を行い、効力発生後は地賃も含めまして周知に努めてまいりますので、委員の皆様には、引き続き労働行政にご協力をよろしくお願いいたします。

○佐野部会長

ありがとうございました。

その他、何かありますか。

○事務局（足立室長）

事務局から滋賀地方最低賃金審議会、本審の委員の皆様にお知らせします。

第5回滋賀地方最低賃金審議会を10月31日（木）午前10時から労働局6階会議室で開催いたしますので、ご出席、よろしく申し上げます。

また、例年、異議申出はございませんが、異議申出があった場合は、11月18日（月）午前10時00分から同じく労働局6階会議室で異議に係る審議を行いますので、こちらの日程も確保をよろしく願いいたします。

11月18日の審議会開催の有無は、11月15日午後6時までにメールで全委員にお知らせいたしますので、メールチェックについてもよろしく申し上げます。

以上です。

○佐野部会長

委員の皆様には、大変お忙しい中、部会運営にご協力いただき、結審することができましたことに感謝申し上げます。

これで、「令和6年度 滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会」を終了します。

お疲れ様でした。